**第 １ 部**

行　動　計　画

# 第１章　序　　論

## 　策定の主旨

### 　計画策定の背景

#### 　国際的動向

国連は、1981（昭和56）年を「国際障害者年」と決議し、障害のある人の“完全参加と平等”をテーマに障害のある人が社会生活に完全参加し、障害のない人と同等の生活を享受する権利の実現を世界各国に呼びかけました。さらに、国際障害者年の趣旨をより具体的なものとするため、1982（昭和57）年に「障害者に関する世界行動計画」を採択しました。世界行動計画は、世界の関係者に障害者福祉の哲学と原則を提示した指針（ガイドライン）です。この計画を推進するため、1983（昭和58）年から1992（平成４）年の10年間を「国連・障害者の十年」と宣言し、各国での積極的な障害者施策の推進を提唱しました。

1992（平成４）年、アジア・太平洋経済社会委員会（ＥＳＣＡＰ）は、「国連・障害者の十年」を継承し、障害者施策の推進を図るため、「アジア太平洋障害者の十年」（1993（平成５）年～2002（平成14）年）を定め、これを受けて各国においては10年間の国内行動計画を策定しました。この「アジア太平洋障害者の十年」は、2002（平成14）年５月のアジア・太平洋経済社会委員会総会において、わが国の主唱により10年延長され、2012（平成24）年５月の同総会において、さらに10年延長されました。

2006（平成18）年、国際連合は、障害のある人の人権および基本的自由の享有を確保し、障害のある人の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な条約である「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」といいます。）を採択し、2008（平成21）年から発効しました。わが国は、2007（平成19）年の障害者権利条約署名以降、条約の批准に向けた国内法の整備等を進め、2014（平成26）年１月に同条約を批准し、同年２月から効力を発することとなりました。

#### 　わが国の動向

わが国においても国際障害者年を中心に障害者団体をはじめマスコミもあげて、“完全参加と平等”をめざした啓発活動を展開し、施策の推進を支援しました。国内外の一連の動きの中で、政府は昭和57年に「障害者対策に関する長期計画」を発表しました。政府各省をはじめ各地方公共団体はこれに準拠し、それぞれの立場で障害者施策の新たな計画立案と実施の方向を打ち出すことになりました。

「国連・障害者の十年」におけるわが国の長期計画の実施状況については、各種施策の基盤の整備や市民意識の高揚という観点からは、かなりの成果を上げたと評価されています。しかし、保健・医療、福祉、教育、雇用・就業、生活環境等の施策の相互連携の不十分さや、障害の重度化、重複化、障害のある人の高齢化等に伴って新たな課題も生じてきています。

平成５年に「アジア太平洋障害者の十年」を踏まえて、政府は「障害者対策に関する新長期計画」（以下「新長期計画」といいます。）を策定しました。「全員参加の社会づくりをめざして」という副題のつけられたこの計画は、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念のもと、“完全参加と平等”を目標に、“啓発から行動へ”という方向性を提示しています。

これらの流れの中で、住民に身近な市町村の役割を重視し、在宅福祉サービスを中心とした新たな社会福祉の運営体制の構築を目的として、平成２年には、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法（知的障害者福祉法）および児童福祉法を含む福祉関係８法の改正が行われました。

平成５年、障害のある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法」を抜本改正して「障害者基本法」を制定しました。この法律では、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」を基本理念として加えるなど、“完全参加と平等”が各条文の底流となっています。また、法の対象として旧法では対象とされていなかった精神障害を含めています。さらに、国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるため、12月９日を「障害者の日」と定めました。

障害者基本法では、国は障害のある人の福祉等に関する施策の総合的かつ計画的な推進をめざした障害者基本計画を策定しなければならないとするとともに、都道府県および市町村はこれに準じた計画の策定に努めなければならないとしています。なお、この法律の附則において、法律改正前に定めた新長期計画を国の定める障害者基本計画とみなすとしています。

また、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（バリアフリー法）」（平成６年）、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」（平成12年）および「身体障害者補助犬法」（平成14年）が制定され、建物、交通分野でのバリアフリー化に向けた制度が整備されるとともに、障害のある人の社会参加を阻む「欠格条項」の見直しが行われました。なお、バリアフリー法と交通バリアフリー法は、平成18年に（新）バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に統合されました。障害者権利条約に署名した翌年の平成20年には、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」を定めてバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関する基本的方針を示し、平成30年には、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（以下「ユニバーサル社会実現推進法」といいます。）を制定しています。

平成14年12月、国は「障害者基本計画」（第２次）を公表しました。この計画においては、新長期計画における「リハビリテーション」および「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害のある人の社会への参加、参画に向けた一層の推進を図るため、平成15年度から平成24年度までの10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めています。同時に、障害者基本計画の前期５年間において重点的に実施する施策、その達成目標および計画の推進方策を定めた「重点施策実施５か年計画」を定めました。平成16年、障害者基本法の一部を改正する法律により、努力規定であった市町村障害者計画の策定が平成19年４月１日から義務規定とされました。平成25年９月、障害者基本計画（第３次）を公表しました。この計画の基本理念および基本原則は、障害者基本法にのっとっています。

一方、障害のある人のサービス等の提供について定める法制度も、めまぐるしく変わりました。平成15年度からは、介護・福祉サービスの利用を従来の措置から利用者の選択による契約に改めるなど、障害のある人の自己決定を尊重する支援費制度が導入されました。平成16年、発達障害者支援法が公布されました。この法律において、「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等をいい、これらの人の心理機能の適正な発達および円滑な社会生活の促進のために、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うこととしています。さらに、平成15年度に導入された支援費制度を精神に障害のある人も含めて再構築する障害者自立支援法が平成17年11月に公布されました。障害者自立支援法では、市町村に障害福祉計画の策定を義務づけています。

わが国は、障害のある人の権利および尊厳を保護および促進する観点から、障害者権利条約の意義を認め、起草段階から積極的に参加してきたところであり、2007（平成19）年の署名以降、同条約締結に向けた国内法の整備を進めてきました。平成23年の障害者基本法の改正においては、日常生活または社会生活において障害のある人が受ける制限は、社会のあり方との関係によって生ずるといういわゆる社会モデルに基づく障害のある人の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれるとともに、国内において障害者基本計画の実施状況を監視し、勧告を行う機関として障害者政策委員会が設置されました。また、平成24年には、障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）に改正しました。さらに、平成25年、改正障害者基本法第４条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）が制定されました。この間、平成23年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）、平成24年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」といいます。）、平成25年には「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」等が制定されています。

平成28年４月に障害者差別解消法が施行されると、その趣旨にあわせるとともに、発達障害のある人への支援の一層の充実を図るため発達障害者支援法が改正されました。また、障害のある人へのサービスの充実を図るため障害者総合支援法を改正するとともに、児童福祉法の改正により市町村に障害児福祉計画の策定を義務づけました。このほか、平成30年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（以下「障害者文化芸術推進法」といいます。）、令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」といいます。）、令和２年に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が施行されるなど、障害のある人の社会参加を図る環境整備が進められています。

### 　金沢市の取組み

#### 　金沢市障害者長期行動計画

昭和59年３月、「金沢市障害者長期行動計画」を策定しました。この計画は、国連・国・県の障害のある人に関する長期計画に対応して策定したもので、昭和59年度から10年間の障害者施策に関する方向性を示したものです。計画の策定に先立って、昭和55年11月国際障害者年実行委員会を設置し、障害のある人に係る総合的な福祉施策の長期的計画に関する事項を協議し、昭和57年３月、長期行動計画の柱となる８項目の施策体系を決定しました。これをもとに、障害者施策の基本的方向について障害者団体をはじめ関係諸団体等からの意見をとり入れながら、国、県における長期計画ならびにその推進方針をふまえ、本市の実情に沿う長期計画として策定したものです。

#### 　福祉プラン21金沢

平成４年３月、ともに生きる長寿・福祉社会の実現をめざして「福祉プラン21金沢」を策定しました。この計画は、21世紀の市民一人ひとりが健康で豊かな暮らしができるよう、計画の分野を福祉に限定せず、保健、医療、教育、雇用、生活環境など市民生活全般とし、施策の対象も高齢者や障害のある人などに限定することなくすべての市民を対象としたものです。障害者施策については、昭和59年に策定した「金沢市障害者長期行動計画」を継承し、より具体的に定めています。

#### 　ノーマライゼーションプラン金沢

平成10年９月、障害者基本法に定める市町村障害者計画として、「ともに創り　ともに生きる　～ノーマライゼーションプラン金沢～」を策定しました。この計画は、障害のある人に行ったアンケートはもちろん、自由記載欄の要望等も可能な限り計画に採り入れたこと、障害者計画策定懇話会が障害のある人およびその家族、福祉施設および医療機関の職員、知識経験者中心で構成され、十分に障害のある人の意見等が反映されたこと、アンケート説明会、各種団体とのヒアリング、ワークショップ、５回にわたるフォーラムの開催など、障害のある人の意見等の吸い上げと計画の浸透を図ったこと、計画自体は非常にユニークな構成にもかかわらず、その完成度が高いこと、などが各界で評価されています。

平成16年３月、「ノーマライゼーションプラン金沢」を見直しした「ノーマライゼーションプラン金沢2004」を、平成21年３月に「ノーマライゼーションプラン金沢2009」（第３次金沢市障害者計画）を、さらに平成27年３月には「ノーマライゼーションプラン金沢2015」（第４次金沢市障害者計画）を策定しました。

#### 　障害福祉計画・障害児福祉計画

平成19年３月、障害者自立支援法に基づく「第１期金沢市障害福祉計画」を策定しました。障害福祉計画は、障害者計画に定めた障害福祉に関わるサービスの実施計画的な性格を有しており、「第１期金沢市障害福祉計画」の名称を「ノーマライゼーションプラン金沢2004 ～障害福祉サービス分野編 ～」としました。なお、第３期の障害福祉計画から定めている障害児支援サービス分野については、平成28年の児童福祉法の改正を踏まえ、平成29年３月に「第１期金沢市障害児福祉計画」として定めています。障害福祉計画・障害児福祉計画は３年ごとに策定することとされており、この計画と同時進行で策定を進めている障害福祉計画は第６期、障害児福祉計画は第２期となります。

#### 　みんなで支え合う健康と福祉のまちづくりの推進に関する条例

金沢市では、健康と福祉に関して、住みよいまちづくりのための基本理念を定めることを目的として、平成13年３月議会において、「みんなで支え合う健康と福祉のまちづくりの推進に関する条例」を制定しました。

この条例は、「公私協働」「協力連携」「市民参加」の３つの基本理念と、市・事業者・市民の三者の責務を定めています。

#### 　金沢市地域福祉計画

平成15年３月、金沢コミュニティの再生と発展をめざして「金沢市地域福祉計画」を策定しました。この計画は、「福祉プラン21金沢」と同様に、計画の分野を市民生活全般とし、加えて市民参加の促進や金沢市独自の善隣思想の発展などもめざしています。

施策の対象は、すべての市民とし、市・事業者・市民の責務等についても記述しています。また、この計画は、「ノーマライゼーションプラン金沢」をはじめ、「かなざわ子育て夢プラン」「長寿安心プラン」「金沢健康プラン」と有機的に連動しています。

平成20年３月には第２期計画である「2008金沢市地域福祉計画」を、平成25年３月に第３期計画である「2013金沢市地域福祉計画」を、平成30年３月には「2018金沢市地域福祉計画」を策定しました。

#### 　金沢市手話言語条例

平成29年６月、「金沢市手話言語条例」を策定しました。この条例は、手話への理解の促進および手話の普及を図り、ろう者とろう者以外の人が相互に人格および個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、手話への理解の促進および手話の普及についての基本理念、市、市民および事業者の役割、基本的な施策等必要な事項を定めたものです。

#### 　ユニバーサルデザインに配慮した「人にやさしいまちづくり」

本市では、平成７年の「金沢世界都市構想」とその具現化の道しるべとして策定した「金沢市基本計画」により、バリアフリータウンの実現をめざして、道路等居住環境のバリアフリー化を推進し、身体的、精神的に何らかのハンディキャップを有している人や高齢者など、みんなが安心して日常生活が送れるまちづくりを進めています。

平成10年の金沢市都市計画マスタープランでは、高齢者や障害のある人たちが安心して住める「人にやさしいまちづくり」も目標に掲げています。

なお、交通バリアフリー法に基づき、公共交通機関を利用した移動の円滑化を図ることを目的とした「金沢市交通バリアフリー基本構想」を平成14年３月に策定しました。この基本構想では、高齢者や障害のある人などの移動の利便性および安全性を向上するため、旅客施設・車両および重点整備地区内における道路、駅・ターミナルなどのバリアフリー化に取り組んでいます。

平成16年には、金沢の冬の風物詩の一つである積雪時における安全で快適な歩行空間の確保と快適な歩行者ネットワークの構築に着目して、「金沢市冬期バリアフリー計画」を策定しました。

さらに、本市が率先して平成３年から整備してきた「歩けるみち筋整備事業」を一層充実するために、金沢市・市民・事業者の協働による「歩けるまちづくり」に取り組む際の基本的指針となるべく「金沢市歩けるまちづくり基本方針」を平成16年３月に策定しました。

平成20年３月、「金沢市交通まちづくり計画」を策定しました。この計画は、北陸新幹線の金沢開業を見据えて、平成19年３月に策定した「新金沢交通戦略」を推進するために策定したものです。この計画の具体的な交通政策の「歩行回遊ルート」には、「高齢者、子ども、障害のある人など、市民の誰もが安全に楽しんで歩けるまちづくりに向けて、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した歩行環境の確保を推進する」としています。

今後は、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間および情報に関するバリアフリー化を充実することはもとより、身体的能力や年齢、性別などにかかわらず、すべての人が快適で生活しやすい環境をあらかじめ整備するユニバーサルデザインに配慮した「人にやさしいまちづくり」の一層の充実をめざすこととしています。

## 　計画の策定および推進方法

### 　ニーズの把握等

計画の策定に先立って、18歳以上65歳未満の身体障害者手帳所持者、18歳以上の療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者および18歳未満の障害のある児童を対象にアンケート調査を実施しました。アンケート項目は、障害福祉サービス、就労、就学、社会活動、外出、医療、各種相談など、第４次金沢市障害者計画の「Ⅰ　守られる」から「Ⅺ　使う」まで広範にわたっています。また、アンケート調査にあわせ、今回新たに、金沢市ｅモニター制度の活用や金沢市障害者差別解消支援地域協議会の協力により、市民の方や事業者等に対し、障害に関する意識調査を実施しました。これらに加え、令和２年９月に重症心身障害のある人およびその家族との意見交換を行うなど、ニーズの把握等に努めました。

さらに、障害のある人が一堂に会し意見交換するとともに、行政への生の要望を伝える場として、平成10年度より障害者プラン・市民フォーラムを開催し、平成14年度からは実行委員を公募し、市民の方が企画・運営に携わっています。令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、動画配信等を通じた新たな形式により開催しました。

### 　計画の策定および推進体制

計画の策定および推進にあたっては、審議機関として金沢市障害者施策推進協議会を、庁内政策調整機関として40課の担当職員で構成するプロジェクトチームを設置し、福祉局障害福祉課が事務局を担当しました。また、金沢市障害者自立支援協議会より報告される具体的な課題・検討結果を踏まえ、施策への反映・推進に努めています。本計画期間においては、さらにニーズや課題・個別事例等を把握し、施策の推進を図るため、自立支援協議会の各専門部会に事業所連絡会を設置し、推進体制を強化します。

##### 　金沢市障害者施策推進協議会

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　　　称 | 構　　成　　員 | 役　　　　割 |
| 金沢市障害者施策推進協議会委員　　　　　　 　　　 （14名） | 障害のある人およびその家族障害のある人の自立および社会参加に関する事業に従事する人知識経験者 | 障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項および障害のある人に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項について調査審議する。 |
| 障害者計画策定専門委員（２名） | 知識経験者 |

##### 　金沢市障害者計画策定・推進体制

専門部会

※自立支援協議会の新体制（令和３年度～）

事業所連絡会


## 　目標年度の障害のある人の数

### 　目標年度の人口

令和２年度に策定予定の「長寿安心プラン2021（金沢市老人福祉計画・介護保険事業計画）」の人口推計により、目標年度である令和８年度の年齢区分別人口を次のとおりとします。目標年度の高齢化率は、男性24.9％、女性31.6％、合わせて28.4％になると推計されます。

##### 　目標年度の人口

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 人　　数 | 構　成　比 | 増　減　率 |
| 総 人 口 | 男　性女　性合　計 | 212,343人227,195　439,538　 | 48.3％51.7　100.0　 | △ 2.536％△ 2.528　△ 2.532　 |
| 18歳未満 | 男　性女　性合　計 | 32,307　30,622　62,929　 | 7.3　7.0　14.3　 | △ 9.387　△10.415　△ 9.890　 |
| 18～39歳 | 男　性女　性合　計 | 51,396　48,733　100,129　 | 11.7　11.1　22.8　 | △ 6.841　△ 6.993　△ 6.915　 |
| 40～64歳 | 男　性女　性合　計 | 75,738　76,119　151,857　 | 17.2　17.3　34.5　 | 0.251　△ 1.208　△ 0.486　 |
| 65歳以上 | 男　性女　性合　計 | 52,902　71,721　124,623　 | 12.1　16.3　28.4　 | 2.730　3.258　3.033　 |

（注）増減率は令和２年10月１日住民基本台帳人口比

資料：「長寿安心プラン2021（金沢市老人福祉計画・介護保険事業計画）」における推計人口

### 　目標年度の身体障害者手帳所持者数

目標年度の身体障害者手帳所持者数は、次の算式により求めました。

令和２年３月（性別・年齢区分別・障害の種類別）身体障害者手帳所持者数

目標年度の性別・年齢区分別人口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　×

　　　　　　　　　令和２年10月性別・年齢区分別人口

図表１－１－５により、令和２年と令和８年の年齢区分別身体障害者手帳所持者数をみると、65歳未満が減少するものの、65歳以上が増加すると推計しています。

##### 　目標年度の身体障害者手帳所持者数　 　　　　単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | ０～17歳 | 18～39歳 | 40～64歳 | 65歳以上 | 計 | 合計 |
| 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 視覚障害 | 5 | 6 | 29 | 23 | 141 | 81 | 301 | 419 | 476 | 529 | 1,005 |
| 聴覚平衡機能障害 | 17 | 23 | 29 | 41 | 90 | 93 | 279 | 455 | 415 | 612 | 1,027 |
|  | 聴覚 | 17 | 23 | 29 | 40 | 87 | 90 | 274 | 450 | 407 | 603 | 1,010 |
|  | 平衡機能 | 0　 | 0　 | 0　 | 1 | 3 | 3 | 5 | 5 | 8 | 9 | 17 |
| 音声言語そしゃく機能障害 | 0 | 0 | 4 | 5 | 33 | 6 | 77 | 33 | 114 | 44 | 158 |
| 肢体不自由 | 74 | 58 | 221 | 180 | 871 | 790 | 2,022 | 3,586 | 3,188 | 4,614 | 7,802 |
|  | 上肢 | 33 | 31 | 102 | 85 | 386 | 309 | 954 | 979 | 1,475 | 1,404 | 2,879 |
|  | 下肢 | 20 | 13 | 90 | 68 | 349 | 391 | 785 | 2,350 | 1,244 | 2,822 | 4,066 |
|  | 体幹 | 21 | 14 | 29 | 27 | 136 | 90 | 283 | 257 | 469 | 388 | 857 |
| 内部障害 | 32 | 33 | 93 | 57 | 705 | 311 | 2,534 | 1,964 | 3,364 | 2,365 | 5,729 |
|  | 心臓機能 | 24 | 25 | 52 | 35 | 336 | 136 | 1,652 | 1,405 | 2,064 | 1,601 | 3,665 |
|  | じん臓機能 | 1 | 0　 | 26 | 10 | 255 | 115 | 465 | 241 | 747 | 366 | 1,113 |
|  | 呼吸器機能 | 0　 | 0　 | 1 | 3 | 15 | 10 | 128 | 83 | 144 | 96 | 240 |
|  | ぼうこう・直腸機能 | 4 | 4 | 5 | 5 | 47 | 41 | 262 | 224 | 318 | 274 | 592 |
|  | 小腸機能 | 2 | 1 | 0　 | 1 | 1 | 3 | 0　 | 0　 | 3 | 5 | 8 |
|  | 免疫機能 | 0　 | 0　 | 7 | 0　 | 38 | 3 | 9 | 1 | 54 | 4 | 58 |
|  | 肝臓機能 | 1 | 3 | 2 | 3 | 13 | 3 | 18 | 10 | 34 | 19 | 53 |
| 合　　計 | 128 | 120 | 376 | 306 | 1,840 | 1,281 | 5,213 | 6,457 | 7,557 | 8,164 | 15,721 |
| 248 | 682 | 3,121 | 11,670 |

#####

##### 　令和２年と令和８年の年齢区分別身体障害者手帳所持者数


### 　目標年度の療育手帳所持者数

目標年度の療育手帳所持者数は、次の算式により求めました。

令和２年３月（性別・年齢区分別・障害の程度別）療育手帳所持者数

目標年度の性別・年齢区分別人口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　×

　　　　　　　　　令和２年10月性別・年齢区分別人口

図表１－１－７の令和２年と令和８年の年齢区分別療育手帳所持者数をみると、65歳以上はやや増加するものの、65歳未満は減少し、合計で減少すると推計しています。

##### 　目標年度の療育手帳所持者数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 18歳未満 | 18～39歳 | 40～64歳 | 65歳以上 | 計 | 合計 |
| 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| Ａ | 104 | 66 | 305 | 168 | 221 | 160 | 44 | 47 | 674 | 441 | 1,115 |
|  | ＡⅠ | 34 | 24 | 136 | 79 | 92 | 73 | 9 | 17 | 271 | 193 | 464 |
|  | ＡⅡ | 66 | 38 | 162 | 81 | 114 | 79 | 33 | 26 | 375 | 224 | 599 |
|  | Ａ身 | 4 | 4 | 7 | 8 | 15 | 8 | 2 | 4 | 28 | 24 | 52 |
| Ｂ | 371 | 153 | 438 | 221 | 333 | 175 | 83 | 79 | 1,225 | 628 | 1,853 |
|  | ＢⅠ | 125 | 48 | 178 | 106 | 192 | 120 | 60 | 65 | 555 | 339 | 894 |
|  | ＢⅡ | 246 | 105 | 260 | 115 | 141 | 55 | 23 | 14 | 670 | 289 | 959 |
| 合　計 | 475 | 219 | 743 | 389 | 554 | 335 | 127 | 126 | 1,899 | 1,069 | 2,968 |
| 694 | 1,132 | 889 | 253 |

##### 　令和２年と令和８年の年齢区分別療育手帳所持者数


### 　目標年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数

目標年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、次の算式により求めました。ただし、精神に障害があっても精神障害者保健福祉手帳を所持しない人も多く、手帳を所持した方が有利な制度改正等が行われると、精神障害者保健福祉手帳所持者が大幅に増加する可能性があります。

令和２年３月(性別・年齢区分別・障害の程度別)精神障害者保健福祉手帳所持者数

目標年度の性別・

年齢区分別人口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　×

　　　　　　　　　　令和２年10月性別・年齢区分別人口

図１－１－９の令和２年と令和８年の年齢区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推計をみると、65歳以上はやや増加するものの、65歳未満は減少し、合計で減少すると推計しています。

##### 　目標年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数 　　　　　　　　　　　　単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 18歳未満 | 18～39歳 | 40～64歳 | 65歳以上 | 計 | 合計 |
| 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| １　級 | 3 | 2 | 16 | 13 | 51 | 40 | 75 | 107 | 145 | 162 | 307 |
| ２　級 | 32 | 12 | 475 | 514 | 1,094 | 969 | 313 | 348 | 1,914 | 1,843 | 3,757 |
| ３　級 | 2 | 1 | 66 | 56 | 121 | 107 | 17 | 20 | 206 | 184 | 390 |
| 計 | 37 | 15 | 557 | 583 | 1,266 | 1,116 | 405 | 475 | 2,265 | 2,189 | 4,454 |
| 52 | 1,140 | 2,382 | 880 |

##### 　令和２年と令和８年の年齢区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数


### 　難病患者等

難病としては、障害者総合支援法で指定された361疾病が障害福祉サービス受給対象者であり、難病の患者に対する医療等に関する法律により医療費の助成対象となる疾病が333疾病が指定され、18歳未満（20歳前日まで延長可）の医療費の助成対象となる小児慢性特定疾病については児童福祉法で約700疾病が定められています。現在、難病患者等の人数を把握することは難しく、目標年度の難病患者等の人数を推計するのは困難な状況です。難病患者等のなかには、65歳以上の人や身体障害者手帳等を受けている人が相当数いると考えられます。

### 　発達障害のある人

発達障害は、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害で、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。なお、広汎性発達障害ではなく、自閉症スペクトラムや自閉症スペクトラム障害と呼ばれることもあります。発達障害のある人は、知的障害を伴うこともあり、療育手帳を所持する人もいるほか、精神障害者保健福祉手帳を所持する人、手帳を取得できない人もいます。そのため、発達障害のある人の数を正確に把握することは困難な状況です。

金沢市では、平成15年７月に「教育と福祉の連携施設」として教育プラザ富樫を開設して以来、発達障害のある子どもに対して、教育と福祉の連携による成長にあわせた支援を行っています。さらに、平成18年４月には、児童相談所を設置し、障害相談を行っているほか、平成23年には、教育プラザ富樫に専門家から成る発達障害支援チームを設置しました。平成25年12月には、教育プラザ此花を設置し、幼児の発達相談や発達障害のある子どもの支援など、教育プラザ富樫との２館体制で支援機能の強化を図りました。また、必要に応じて、石川県発達障害者支援センターとの連携を図っています。

### 　高次脳機能障害のある人

交通事故をはじめとする外傷や病気によって脳に損傷を受けると、新しいことが覚えられない、すぐに忘れてしまう、意欲がなくなる、集中力が続かない、周囲とうまくコミュニケーションがとれないなどの後遺症が残ることがあり、これを高次脳機能障害といいます。高次脳機能障害になると、職場復帰しても、以前と同様の仕事ができず、そのため退職を余儀なくされることも少なくありません。高次脳機能障害のある人への対応等は、石川県高次脳機能障害相談支援センターと連携を図っていきます。なお、高次脳機能障害のある人は、精神に障害のある人として障害者総合支援法に基づく各種サービスが受けられます。

### 　障害支援区分認定者

目標年度の障害支援区分認定者数は、平成26年10月から令和２年10月の増加率（1.241）を令和２年10月の障害支援区分認定者数にかけて算出しました。

図表１－１－11の令和２年と令和８年の障害支援区分別認定者数をみると、いずれの区分も増加すると見込んでいます。

###### 　目標年度の障害支援区分認定者数 単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 区分１ | 区分２ | 区分３ | 区分４ | 区分５ | 区分６ | 合　計 |
| 認定者数 | 33 | 432 | 620 | 596 | 515 | 682 | 2,878 |

###### 　令和２年と令和８年の障害支援区分別認定者数


## 　障害保健福祉圏域

市町村障害者計画の策定に当たって、広域的な対応を必要とするものについては、障害保健福祉圏域で調整することとされています。石川県が作成した「いしかわ障害者プラン2019」（平成31年３月）において、県内の障害保健福祉圏域が設定され、本市は、白山市、かほく市、野々市市、津幡町および内灘町の４市２町で構成する石川中央圏域に属しています。

###### 　石川県障害保健福祉圏域

珠洲市

輪島市

穴水町

志賀町

羽咋市

野々市市

金沢市

内灘町

津幡町

加賀市

小松市

かほく市

七尾市

白山市

能美市

川北町

能登町

中能登町

宝達志水町

能登北部圏域

能登中部圏域

石川中央圏域

南加賀圏域